

51. 預金利子課税の推移

年	項目	個人受取分	法人受取分	非課税利子
昭和41年			法人税率引下げ 資本金1億円以下の法人 37%→35% 31%→28% 資本金1億円超の法人 37%→35% 31%→28%	
42	源泉分離税率引上げ 10%→15%			少額貯蓄非課税対象預貯金の一種類一店舗の要件を緩和し、全店舗を通じて100万円までとする。
43				国債につき別枠の少額非課税制度を創設、元本50万円まで4回目までの利子を非課税。
45	1. 源泉分離課税廃止 (45.12.31までは存置) 2. 源泉徴収税率 50.12.31まで 15%(据置) 3. 源泉分離選択課税制度創設 (46.1.1～50.12.31) 選択税率 46・47年分 20% 48～50年分 25% 対象範囲 公社債、定期預金、勤務先預金、合同運用信託又は公社債投資信託に係る利子等 4. 確定申告不要制度創設 (46.1.1～50.12.31) 対象範囲 普通預金その他の要求払預金の利子等	法人税率引上げ 資本金1億円以下の法人 35%→36.75% 28%→据置 資本金1億円超の法人 35%→36.75%	国債についての少額貯蓄非課税制度 適用期限延長 45.3.31→50.12.31 非課税利子の拡大 発行後4回目までの利子 → {その国債の利子の全部}	
昭和46年 〔47.1.1以後適用〕				1. 少額貯蓄非課税制度につき ①限度額引上げ100万円→150万円 ②対象貯蓄に株式証券投資信託を追加 2. 国債についての少額貯蓄非課税限度額引上げ 50万円→100万円 3. 勤労者が天引きにより事業主を通じて行う財産形成貯蓄非課税制度の創設 限度額→1,2の別枠で100万円
47				国債についての少額貯蓄非課税制度 対象国債の要件(発行後1年以内のもの)の緩和
48				国債についての少額貯蓄等非課税対象 借換債追加
49			法人税率の引上げ 資本金1億円以下の法人 36.75%→40% 28%→据置 資本金1億円超の法人 36.75%→40%	1. 少額貯蓄非課税制度の限度額引上げ 150万円→300万円 2. 国債についての少額貯蓄非課税制度の限度額引上げ 100万円→300万円 3. 勤労者財産形成貯蓄非課税制度の限度額引上げ 100万円→500万円

(注) 1. 公社債の利子並びに合同運用信託及び公社債投資信託の利益も課税上預金利子と同様に取り扱われている。

2. 公社債の償還差益に対しては、25年以降、雑所得として総合課税が行われている。

3. 35年4月以降、公社債についても国民貯蓄組合の対象に認められている。

4. 郵便貯金の預入限度は、22年度(12月)以降3万円、27年度以降10万円、30年度(6月)以降20万円、32年度(12月)以降30万円、37年度以降50万円、40年度以降100万円、46年度(1月)以降150万円、48年度(12月)以降300万円と推移している。

(資料) 大蔵省銀行局